

大阪狭山市

養育支援訪問事業

訪問支援者研修

研修項目（必須）

- (1) 養育支援訪問事業について 1
- (2) 個人情報の取扱いについて 3

大阪狭山市養育支援訪問事業について

(1) 目的

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、看護師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

(2) 対象家庭 下記の人がいる家庭で、支援が必要な世帯

- ① 妊娠や満18歳未満の児童の子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- ② 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする妊婦がいる家庭
- ③ 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ④ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる満18歳未満の児童がいる家庭
- ⑤ 公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭
- ⑥ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、満18歳未満の児童が復帰した後の家庭

(3) 内容

- ① 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

(4) 利用時間等

利用時間：平日9時～17時30分

(5) 支援の種類

① 乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることをめざし、3か月間程度の短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、母子保健や児童福祉等複数の観点から支援を行う。

② 不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上をめざし、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

(6) 支援の流れ

- ① 利用者と事前に決めた訪問の日時に訪問する
- ② 訪問の際は、訪問支援者証を必ず携帯し、利用者の求めに応じて提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする
- ③ 実施計画書に沿って支援を行う（訪問開始後に家庭状況に変化があった場合は、必ず大阪狭山市こども家庭センターに報告し、支援内容を協議すること）
- ④ 訪問の際に、利用家庭の養育環境等の把握を行う
- ⑤ あらかじめ定められた方法で、訪問の内容を大阪狭山市こども家庭センターへ報告する
- ⑥ 当初の計画期間が満了となった際は、支援の終結について、大阪狭山市こども家庭センターと協議する
- ⑦ 毎回の訪問終了後に「大阪狭山市養育支援訪問事業実施票」の利用者確認欄に利用者の押印をもらう
- ⑧ 訪問日の翌月10日までに、1か月分をまとめ、大阪狭山市に委託料を請求する

個人情報の取扱いについて



(1) 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）とは

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

(2) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

- ① 本人の氏名
- ② 本人の氏名と以下を組み合わせた情報
 - 本人が判別できる映像情報
 - 特定の個人を識別できる音声録音情報
 - 特定の個人を識別できるメールアドレス など

本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

(3) 取得・利用に関するルール

- ✓ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ✓ 利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に速やかに本人に通知または公表する。

⇒ 大阪狭山市養育支援訪問事業では、利用申請書に利用目的を明記し、同意を得ています。

(4) 保管・管理に関するルール

- ✓ 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- ✓ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

⇒ 大阪狭山市養育支援訪問事業では、

- ① 関係書類は、市が指定するフォルダに入れて管理する。
- ② 書類は、鍵のかかる場所で保管し、みだりに屋外へ持ち出さない。
- ③ 書類の提出は、持参するか、簡易書留で郵送する。

(5) 従事者の義務（個人情報保護に関する法律 第67条）

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者、当該委託を受けた業務に従事する者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはなりません。

(6) 従事者の義務違反に対する罰則など

罰金

✓ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

（正当な理由がないのに個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供したとき）

✓ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

（保有個人情報の自己もしくは第三者の不正な目的を図る目的での提供・盗用）

✓ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

（専らその職務の用以外の用に供する目的での個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面または電磁的記録の収集）

- ✓ 支援にあたり知り得た個人情報については、取り扱いに十分に留意する（SNSの扱い含む）
- ✓ 家族や友人を含め、第三者に個別の家庭事情等の内容を話すことを禁止する
- ✓ 関連書類を落とす、訪問先に忘れる等しないこと
- ✓ 支援時等における児童の写真、家の中の様子の撮影を禁止する。支援に必要な写真を撮影する場合には、利用者の許可を得ること
- ✓ 支援終了後、あるいは訪問支援者の任期満了後においても支援を通じて知り得た情報については一切口外しない。また、関係書類は事業者に返却すること
- ✓ メールで報告するときは、利用者の個人名の記載をせずにイニシャルや利用者番号で報告し、必ず、ファイルにパスワードをかけること
- ✓ 携帯電話等の端末の取り扱いには、注意すること
- ✓ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務があり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲においては、守秘義務にかかる規定違反とならないことを踏まえ、適切に情報提供すること

児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。